

都市基盤河川改修事業等補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、市町村における都市基盤河川改修事業等の推進を図るため、市町村（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる事業及びこれに対する補助率は別表のとおりとする。

(要望書)

第3条 第1条の規定により補助金を受けようとする補助事業者は、工事を実施しようとする会計年度の前年度の6月10日までに要望書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第2号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次のとおりとする。

(1) 国に申請した補助金等交付申請書の写し

(2) 収支予算書 別記第3号様式

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年建設省令第9号）第6条「経費の配分等の軽微な変更」に規定する以外のものであるとする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 国に申請した変更申請書の写し

(2) 収支予算書（補助金の額に変更を生じる場合に限り。）

3 規則第7条第3項において準用する第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは、変更交付決定通知書（別記第6号様式）により補助金の額に変更を生じないときは、変更承認通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(契約締結報告)

第8条 補助事業者は、交付決定通知を受けた補助事業に係る工事（測量費及び試験費並びに用地費及び補償費等を含む。）の契約を締結したときは、工事契約締結報告書（別記第8号様式）に当該契約書の写しを添えて速やかに知事に報告しなければならない。工事の変更契約を締結した場合も、また同様とする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の前段の規定による報告は、補助事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日までに完了実績報告書(別記第9号様式)により行うものとする。ただし、この期日によることが困難な特別の事情があるときは、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の6月30日までに、提出することができるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次のとおりとする。

熊本県補助工事等検査規程(昭和43年熊本県訓令甲第21号)第5条に定める検査員が証明する補助工事等しゅん工確認調書の写し

3 規則第13条の後段の規定による報告は、補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度の翌年度の4月30日までに、年度終了実績報告書(別記第10号様式)を提出してするものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は補助金交付確定通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第11条 規則第16条第1項の請求書は、次のとおりとする。

(1) 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知を受けて請求する場合
別記第12号様式

(2) 概算払又は前金払の請求をする場合
別記第13号様式

2 前項第2号の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 請求内訳書
別記第14号様式

(2) 補助工事等しゅん工確認調書の写し

(3) その他、知事が支出の当否を決定するため特に必要があると認めて、その添付を指示したもの

(財産の処分の制限)

第12条 規則第21条第2項に規定する別に定める期間は、第5条第2項第2号の建設省補助金等交付規則第10条の2「別表第3」及び規定に基づき、別表第2「耐用年数表」に定める期間とする。

第13条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(書類の提出)

第14条 規則又はこの要項に基づき知事に提出する書類は、正副各1部とし、所轄土木事務所長を経由しなければならない。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要項は、平成10年7月31日から施行する。

2 都市小河川改修事業等補助金交付要項は廃止する。

附 則

この要項は、平成17年9月28日から施行する。

別表（第2条関係）

補 助 対 象 事 業	補 助 率
<p>市町村が国の補助を受けて実施する事業 で次に掲げるもの。</p> <p>1 <u>都市基盤河川改修事業</u></p> <p>2 統合河川環境整備事業</p> <p>3 <u>流域貯留浸透事業</u></p> <p>4 住宅宅地関連公共施設整備促進事業</p> <p>5 総合流域防災事業（ハザードマップ調査に限る）</p>	<p><u>補助対象事業費の3分の1</u></p>